

環境影響評価書案

—東京都市計画道路環状第8号線

(練馬区北町～板橋区若木間) 建設事業—

平成2年6月

東 京 都

1 総括

1-1 事業者の氏名及び住所

東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

1-2 対象事業の名称

東京都市計画道路環状第8号線

(練馬区北町～板橋区若木間) 建設事業

[対象事業の種類：道路の新設]

1-3 対象事業の内容の概略

本事業は、「東京都市計画道路幹線街路環状第8号線」のうち、東京都練馬区北町四丁目を起点に東京都板橋区若木三丁目を終点とする延長約2.0kmの区間を一部(2箇所約1.1km)都市計画変更し新設整備するものである。

当該道路は道路構造令に定める第4種第1級の規格(往復4車線、設計速度60km/時)である。

道路構造は起点より高架部及び取付部約0.4km、堀割部及びトンネル部約0.6km(トンネル区間約0.4km)、擁壁部約0.8km、平面部約0.2kmで構成される。

当該道路は、練馬区で放射第8号線(川越街道)、旧川越街道、東武東上線及び補助第238号線と立体交差し、板橋区で補助第249号線と接続し、補助第201号線と交差する。

事業の工程は表1-3-1に示すとおりで、供用開始を平成11年度に予定している。

表 1 - 3 - 1 事業工程表

工事内容	年度	平成								
		3	4	5	6	7	8	9	10	
測量・調査		—								
用地買収			—							
工事				—						

1-4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の計画内容を考慮し、本計画路線の周辺地域の概況を把握することにより選定した予測・評価項目について、現況調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価した。環境に及ぼす影響の評価の結論は表1-4-1に示すとおりである。

表1-4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1 大気汚染	<p>工事の完了後、計画路線の利用交通に伴う環境への影響は、一酸化炭素、二酸化窒素及び二酸化硫黄とも、環境基準を下回るため少ないと考える。</p>
2 騒音	<p>工事の施行中の建設作業騒音は、法及び条例に定める基準値を下回るため、環境への影響は少ないと考える。また、低騒音型建設機械を積極的に導入し、周辺地域の環境保全に努める。</p> <p>工事の完了後の道路交通騒音は環境基準を下回るため、環境への影響は少ないと考える。</p>
3 振動	<p>工事の施行中の振動は、法及び条例に定める基準を下回るため環境への影響は少ないと考える。また、低振動型建設機械を積極的に導入し、周辺環境の保全に努める。</p> <p>工事の完了後の道路交通振動は、大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度と考えられるため、環境への影響は少ないと考える。</p>
4 低周波空気振動	<p>工事の完了後、計画路線の利用交通に伴う低周波空気振動は、都市部の日常生活の中に多様に存在している音圧レベルの範囲内にあると予測されるため、環境への影響は少ないと考える。</p>
5 土壌汚染	<p>工事の施行中の掘削等による土壌が汚染された土壌である場合には「公有地取得に係る重金属等による汚染土壌の処理基準」（東京都環境保全局）に基づき、適切に対処するため影響はないものとする。</p>

予測・評価項目	評価の結論
6 地形・地質	<p>トンネル及び掘削部における工事の施行中については、山留め壁の剛性を高め、掘削方法を配慮することにより、背面地盤への影響は少ないと考える。また、地下水位の変化については、止水性の高い工法を採用し、揚水を極力抑制するような施工法を採用するため、地下水位への影響は少ないと考える。</p> <p>工事の完了後については、トンネル及び掘削構造物による不圧地下水の変化程度は小さく、周辺の地下水利用への影響は少ないと考える。</p>
7 陸上植物	<p>事業の実施に伴い、改変される樹林地があるが、学術的に重要と考えられる種は存在しない。</p> <p>事業の実施にあたっては、計画路線区域内の植栽可能な部分には極力緑化をする計画である。</p> <p>以上により、陸上植物への影響は少ないと考える。</p>
8 陸上動物	<p>事業の実施により、草本食の昆虫類の生息環境は減少するが、特定昆虫等の注目すべき昆虫類は存在しない。</p> <p>鳥類については、周辺に利用可能な樹林や農地が残存し、かつ植樹等による措置により、生息環境の変化はわずかであると考ええる。</p> <p>また、調査地域には天然記念物等の貴重種及びその生息域は存在しないため、陸上動物への影響は少ないと考える。</p>
9 日照阻害	<p>計画路線により新たに生ずる日影時間は「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に定める日影時間を下回るため、環境への影響は少ないと考える。</p>
10 電波障害	<p>一部の地域で遮蔽障害の発生することが予測されるが、障害の発生する範囲には、土地利用の状況から受信施設はみられない。</p> <p>また、万一、障害となる場合には「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づき適切に対処するため、影響はないと考える。</p>

予測・評価項目	評価の結論
11 景 観	<p>計画路線区域内の植栽可能な部分には極力緑化を図り、周辺景観に融和するよう十分に配慮するため、地域景観並びに代表的な眺望地点からの眺望に与える影響は少ないと考える。</p>
12 史跡・文化財	<p>計画路線周辺には、埋蔵文化財包蔵地が存在するため、文化財保護法の規定に従って適切に対処する。</p> <p>また、工事の施行中に埋蔵文化財が発見された場合についても同様に対処するため、影響は最小限にとどまると考える。</p>



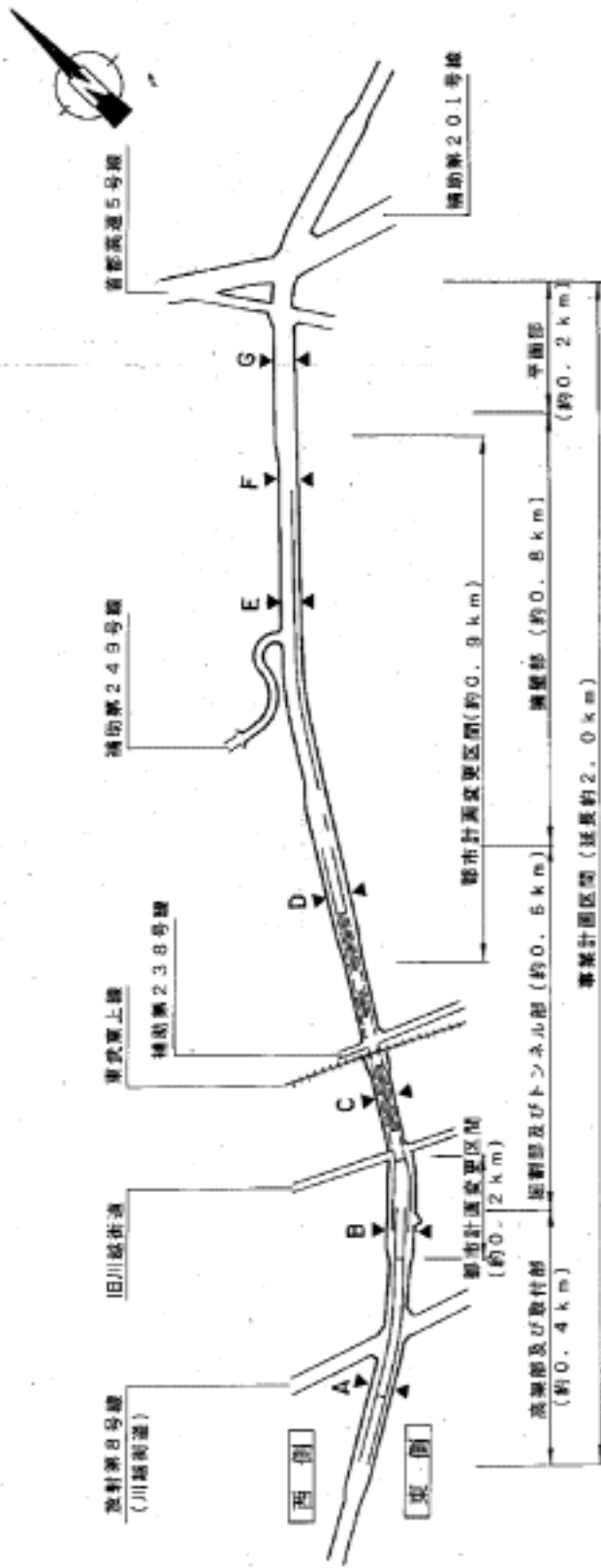
图例	2-2-1
名称	计画路線 專案子定地城

縮尺 1:25,000



----- 計画路線

平面図



縦断面図



5.450m
鳥敷図



図2-2-2 (1) 道路計画図